

広島県教育委員会教育長告示第三号

博物館の登録に関する規則施行細則を廃止する告示を次のように定める。

令和五年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

博物館の登録に関する規則施行細則を廃止する告示

博物館の登録に関する規則施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第十一号）は、廃止する。

附 則

この教育委員会教育長告示は、令和五年四月一日から施行する。